

年 月 日

野々市市長 栗 貴 章

住所
氏名

確 約 書

私は、福祉事業（住宅改修）助成を申請するにあたり、下記の事項を遵守するとともに、これに反したため助成決定が取り消され、または助成額が変更された場合は、一切異議を申し出ないこと及び既に助成金の交付を受けたあとに、助成決定が取り消され、または助成額が変更された場合は、助成金の全額または一部を返還することを確約します。

記

1. 福祉事業（住宅改修）助成決定を受ける以前に工事を着工しないこと。
2. 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、速やかに届け出るとともに、野々市市職員の指示に従うこと。
 - (1) 工事中止または廃止もしくは工事内容の変更をしようとする場合
 - (2) 申請書記載の対象者の転出等により、工事の必要がなくなった場合
 - (3) 申請書記載の世帯員にかかる住民税の課税額等に変更があった場合
3. 住宅改修工事が完了したときは、速やかに所定の方法により届け出ること。
4. 工事完了時点において確定している直近年分住民税課税状況により、助成額が変更されることがあっても、一切異議を申し出ないこと。
5. 住宅改修事業の実施について、不正と認められる行為をしないこと。